

平成 21 年 9 月 30 日  
食品安全委員会事務局評価課

## フルアジナムの審議の経緯について

フルアジナムについては、ポジティブリスト制度の施行に伴い、また、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い、2006 年 9 月 4 日付け及び 2007 年 2 月 23 日付けで厚生労働大臣より評価依頼がなされている。

1. 2006 年 11 月 27 日開催の第 1 回確認評価第二部会及び 2008 年 2 月 19 日開催の第 11 回確認評価第二部会での審議を経て、2008 年 6 月 3 日開催の第 39 回幹事会をもって、農薬専門調査会としての審議を終了している。
2. 2008 年 6 月 26 日開催の第 244 回食品安全委員会に報告されたが、委員より、フルアジナムの催奇形性等について意見が出され、農薬専門調査会に確認することとされた。(調査会への確認を行いつつ、同日より 7 月 25 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を実施)
3. 催奇形性に関する確認中に、一部の発生毒性試験の統計処理に関する疑義が生じ、また、未提出の発生毒性試験があることが明らかとなった。これについては、意見・情報募集終了後の 2008 年 9 月 4 日開催の第 253 回食品安全委員会において報告され、関連資料が提出され次第、農薬専門調査会で再度審議することとされた。
4. 2008 年 9 月 5 日付けでリスク管理機関を通じて申請者に対し、統計処理の追加実施及び未提出試験の提出を求めた。
5. 本件を発端として、2008 年 10 月 14 日付けで未提出の資料に関する通知がリスク管理機関宛て発出されている。(別紙参照)
6. 2009 年 6 月 4 日付けで申請者より、リスク管理機関を通じて関連資料が提出され、8 月 21 日開催の第 54 回幹事会において、フルアジナムについては提出された資料をもって確認評価第一部会において審議することとされた。



府 食 第 9 9 5 号  
平成 20 年 10 月 14 日

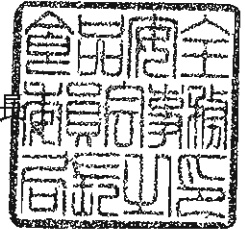
厚生労働省 医薬食品局  
食品安全部長 殿

厚生労働省 健康局長 殿

農林水産省 消費・安全局長 殿

環境省 水・大気環境局長 殿

内閣府食品安全委員会 事務局長



#### 食品健康影響評価に必要な資料の提出について

食品安全委員会においては、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 3 項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて食品健康影響評価を実施する観点から、評価に必要な資料については最新の情報を入手するよう努めています。

そのため、同法第 25 条に基づき、食品健康影響評価に必要な資料の提出その他必要な協力をお願いしているところです。

先般、食品安全委員会での農薬に係る審議において、新たな毒性情報が得られていたにもかかわらず資料が提出されず、評価が遅延する事例がありました。

今後の資料の提出においては、必要な資料がすべて提出されるよう配慮願います。